

学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施要綱

制定	農林水産事務次官依命通知 令和2年3月10日元食産第5271号
改正	令和2年4月1日元食産第5949号
改正	令和2年5月29日2食産第946号

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業又は緊急事態措置に基づく休業により学校給食で活用する予定であった食品・食材（牛乳を除く。）及びこれに類する食品・食材（仕向け先が特定されて生産・製造・販売・活用される食品・食材をいう。以下同じ。）が未利用（以下「未利用食品」という。）となり、その他の用途として販売できない場合には、やむを得ず廃棄されることが懸念されている。

このため、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、食品関連事業者等から発生する未利用食品の有効活用を図るため、食品関連事業者等と実需者等とのマッチング、配送料等を支援する。

また、代替販路の確保が困難な場合に、未利用食品をフードバンク（食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体。以下同じ。）へ寄附する際に必要となる経費を支援する。

さらに、フードバンクへの寄附を含めた食品としての活用が困難な場合に、飼料、肥料等として再生利用するために必要となる輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理費を支援する。

こうした取組により、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校等の一斉臨時休業又は緊急事態措置に基づく休業による食品ロス発生の防止及び資源循環の促進等に向けて万全を期すため、緊急的に措置するものである。

第2 事業の内容等

1 事業内容

本事業で支援する取組は、未利用食品について、食品ロスの発生防止及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用の推進を図るため、事業実施主体が実施する次の取組とする。

（1）新たな販路へのマッチング等促進対策

未利用食品の納入予定先以外の新たな販売先（一般消費者を含む。）とのマッチングを行うサイトを既存の販売サイトの中に増設、運営等する際に必要となる経費、同サイトで販売される未利用食品の保管・輸配送に要する経費及び当該サイト

の PR 等に必要となる経費（新たな販路へのマッチングが困難な場合は、フードバンクへの寄附を行うこととする。さらに、フードバンクへの寄附を含め食品としての活用が困難な場合は、飼料、肥料等として再生利用することとする。ただし、フードバンク又は再生利用事業者の受入が可能な範囲で行うものとする。）

（2）フードバンク活用の促進対策

未利用食品をフードバンクへ寄附する際の輸配送及びフードバンクの未利用食品の受入能力向上に必要となる経費（ただし、代替販路の確保が困難な場合に限るものとする。）

（3）再生利用の促進対策

やむを得ず廃棄することとなる未利用食品を再生利用する際に必要となる輸配送及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る処理に必要となる経費（ただし、（1）及び（2）の対策を含めた食品としての活用が困難な場合に限るものとする。）

なお、再生利用とは、食品リサイクル法第2条第5項に規定された行為とする。

2 成果目標

1の（1）の対策については、未利用食品を新たな販売先に販売することにより食品ロスの発生を防止することとする。

1の（2）の対策については、未利用食品をフードバンクに寄附することにより、食品ロスの発生を防止することとする。

1の（3）の対策については、未利用食品を再生利用事業者に飼料、肥料等製品の原材料として委託又は譲渡し、再生利用することにより資源循環を促進することとする。

3 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年5月29日から令和3年1月29日までとする。

4 事業実施主体

（1）本事業の事業実施主体は、以下のいずれかに該当するものとする。

ア 都道府県

イ 市区町村

ウ 農林漁業者、農林漁業者の組織する団体

エ 食品関連事業者（食品リサイクル法第2条第4項で規定するものをいう。以下同じ。）、食品関連事業者の組織する団体

オ 民間事業者又は商工業者の組織する団体

カ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人又は社会福祉協議会

キ 法人格を有さない団体であって食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

（2）特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- ア 主たる事務所の定めがあること。
- イ 代表者の定めがあること。
- ウ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- エ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

(3) 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画を提出する際、別紙様式第5号（特認団体承認申請書）を併せて食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

5 留意事項

- (1) 未利用食品のフードバンクへの寄附にあたっては、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（農林水産省公表資料）に基づく又は準じた取扱いを行うこととする。
- (2) 未利用食品の再生利用にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品リサイクル法等の関係法令に基づき、食品廃棄物等の適正な処理を確保することとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

(1) 事業実施主体は、次のアからウまでに掲げる事業内容ごとにそれぞれ定める様式により事業実施計画を作成し、食料産業局長に提出して、その承認を受けるものとする。

- ア 新たな販路へのマッチング等促進対策 別紙様式第1号
- イ フードバンク活用の促進対策 別紙様式第2号
- ウ 再生利用の促進対策 別紙様式第2号

(2) (1)の事業実施計画の次に掲げる変更については、その手続を(1)に準じて行うものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費又は国庫補助費の3割を超える変更
- エ 国庫補助費の増又は3割を超える減

2 事業実施計画の承認

食料産業局長は、本実施要綱に掲げる事項等を満たす場合、事業実施主体から提出された事業実施計画書について、予算の範囲内で承認を行うものとする。

なお、別に定める募集要領に基づき提出された事業実施計画書により、補助金交付者に決定されたことをもって、承認されたものとする。

3 事業の委託

第2の1の(1)に掲げる事業内容を実施する事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画書の別添の経費内訳書の備考欄に記載するものとする。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

（2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第4 国の助成措置

1 補助対象経費

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表の取組ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

2 補助対象外の経費

次の取組は本事業の補助の対象としない。

（1）国との助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費

（2）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額。）

3 補助率等

補助率等は別表のとおりとする。

第5 事業実施結果の報告等

事業実施主体は、事業完了後にあっては、事業の実施状況及び事業成果について、次の（1）から（3）までに掲げる事業内容ごとにそれぞれ定める様式に準じて、報告書を作成し、事業完了の日から1箇月を経過した日までに、食料産業局長に報告するものとする。

（1）新たな販路へのマッチング等促進対策 別紙様式第1号

（2）フードバンク活用の促進対策 別紙様式第2号

（3）再生利用の促進対策 別紙様式第2号

第6 その他

国は、事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(様式関係)

実施要綱本文様式

- ・別紙様式第1号 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施計画の（変更）承認申請について（新たな販路へのマッチング等促進対策）
- ・別紙様式第2号 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策実施計画の（変更）承認申請について（フードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策）
- ・別紙様式第3号－1 「フードバンク活用の促進対策（フードバンクへの寄附のための輸配送に関する事項）」の取組にかかる寄附及び輸配送の確認書
- ・別紙様式第3号－2 「フードバンク活用の促進対策（フードバンクの受入能力向上に関する事項）」の取組にかかる寄附の確認書
- ・別紙様式第4号 「フードバンク活用の促進対策（フードバンクの受入能力向上に関する事項）」の取組にかかる食品提供履歴管理表
- ・別紙様式第5号 学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策及び再生利用の促進対策の特認団体認定申請書